
令和3年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

令和3年6月10日 (木曜日)

議事日程 (1)

令和3年6月10日 午前9時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第5 議案第27号 芦屋町公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第28号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第29号 芦屋町町有墓地の設置及び管理に関する条例の制定について

第8 議案第30号 芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第31号 芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第32号 町道の路線認定について

第11 議案第33号 令和3年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)

第12 議案第34号 緑ヶ丘団地エレベーター設置工事 (6棟) 請負契約の締結について

第13 承認第3号 専決処分事項の承認について

第14 承認第4号 専決処分事項の承認について

第15 承認第5号 専決処分事項の承認について

第16 報告第1号 令和2年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第17 報告第2号 令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第18 報告第3号 令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告について

第19 報告第4号 専決処分事項の報告について

第20 報告第5号 専決処分事項の報告について

第21 発議第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について

第22 発議第4号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 小田 武人 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	新開晴浩

【傍聴者数】 2名

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

会議に入る前に、皆様に御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症に関し、芦屋町議会では今定例会においても、引き続き各種の感染拡大防止策を実施することとしておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

.....

午前9時00分開会

○議長 辻本 一夫君

では、会議に入ります。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和3年第2回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----

日程第1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は6月10日から6月21日までの12日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、1番、内海議員と11番、横尾議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

----- . ----- . -----

日程第3. 行政報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。今定例会では書面による報告といたします。

次に日程第4、同意第2号から日程第22、発議第4号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、現在の人権擁護委員であります田中信代氏の任期が令和3年12月31日をもって満了となりますので、再度、同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。田中氏は18年の長きにわたり人権擁護委員として奉職され、人権問題にも精通し、人格、見識も申し分なく人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第27号の芦屋町公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町公共施設等総合管理計画策定検討委員会において計画の見直しなどの審議を行うことができるよう、所掌事務に「計画の見直し」を追加するとともに、委員会の名称を芦屋町公共施設等総合管理計画審議会へ変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第28号の芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人番号カードの再発行手数料に関する箇所を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第29号の芦屋町町有墓地の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、町有墓地の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第30号の芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、固定資産税の課税免除の奨励措置に関する引用法令及び条文を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第31号の芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、給食センター運営審議委員会の委員構成の変更に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第32号の町道の路線認定につきましては、北九州市との接続道路の整備完了に伴い、芦屋・青葉台線の町道認定を求めるものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第33号の令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,600万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る国庫負担金等を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。歳出につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う人件費を計上したほか、子育て世帯生活支援特別給付金や芦屋町地域公共交通会議補助金等を増額計上するものでございます。

次に契約議案でございます。

議案第34号の緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（6棟）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（6棟）について請負契約を締結するものでございます。

次に承認議案でございます。

承認第3号の専決処分事項の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴う芦屋町一般会計補正予算（専決第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第4号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第5号の専決処分事項の承認につきましては、総務省及び厚生労働省からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」に基づき、令和3年度における対象者に対して国民健康保険税の減免を実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでござい

ます。

次に報告案件でございます。

報告第1号の令和2年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業や山鹿詰所建替事業等について繰越額が決定したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

報告第2号の令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、国民宿舎マリンテラスあしやにおける、生けすろ材取替え工事について繰越額が決定したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

報告第3号の令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、夢リア・プラザ改修工事について繰越額が決定したため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

報告第4号の専決処分事項の報告につきましては、所得制限外住宅の住宅使用料等滞納者に対し、建物明渡し及び未払い住宅使用料等の支払いを求める訴えの提起を行いました。ついては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したため、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

報告第5号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、未払住宅使用料等の支払いを求める支払い督促の申立てを行いました。異議の申立てがあったため訴訟手続に移行しました。ついては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したため、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に10番、川上議員に発議第3号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、川上です。意見書を読み上げまして、趣旨説明といたします。選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回っ

た。特に多くの人々が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%に上る。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁した。男女同権の理念にのっとり、2003年から日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は、2016年3月の第7回及び第8回報告に対する最終見解において、改めて「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」を求めている。

1996年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから25年が経過したが、いまだ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていない。最高裁判所は2015年12月16日に夫婦規定を合憲とする一方、選択肢が設けられていないことへの不合理については裁判で見いだすことは困難とした上で、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と民法の見直しを国会に委ねた。しかし、全く国会では議論が進まないために、2018年には選択的夫婦別姓を求める裁判が4件も提起されている。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えており、改姓によってこれまで築き上げてきたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例は多く、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実である。家族の在り方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国及び国会の責務であると考える。

よって、芦屋町議会は国及び国会に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の趣旨説明は終わりました。

次に11番、横尾議員に発議第4号の趣旨説明を求めます。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し、敬意と感謝の意を表する決議。本文をもって趣旨説明と代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、我が国では改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が何度も発令されるなど、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。

本県においても、これまで国の緊急事態宣言の発令を受け、県民生活はもとより、特に検査・

医療・救急搬送の現場は、かつて経験したことのない危機に直面している。このような状況の下、感染リスクにさらされながら、緊張が続く現場で自らの危険を顧みず、献身的に努力を続けている医療従事者が、いわれなき偏見や差別を受けているとの不本意な報道がある。

芦屋町議会はこのような報道を払拭し、医療従事者をはじめ新型コロナウイルス感染症対策に携わる全ての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。

以上、決議する。芦屋町議会。

よろしく御審議お願いします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、横尾議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第2号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第4、同意第2号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第2号は同意することと決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第5、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第29号についての質疑を許します。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

5番、信国です。議案第29号についてお聞きします。

芦屋町町墓の設置及び管理に関する条例が今回上程されておりますが、この町墓は約数十年前から使用されていると思っておりますが、今回上程されました意図は何かお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それでは、お答えさせていただきます。

今回、条例を制定させていただきますのは、墓地は公の施設ということに当たりまして、地方自治法で規定されております公の施設につきましては、設置及び管理について条例で定めなければならないというふうに規定されておりますので、条例を制定するものです。

併せまして、大久保墓地のほうに3区画ほど空きがございますので、こちらのほうにつきましても公募で新たな設置者を募集していこうと考えております。このことを踏まえまして、今回、設置及び管理につきましてルールを定めるものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

続きまして条例の中ですね、第8条、「町有墓地を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。」と規定されております。現在、使用されている方で不明の方がいらっしゃると思われませんが、その方々の許可はどのようにされるのかお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

当然、設置されるときには町長に対して設置の許可を求める届出をしていただいた上で、設置をしていただいております。ただし、その後、当初設置された方がお亡くなりになられたりして、相続される方などが替わられたりすることがあっておるんですが、その方たちが届出をなさっていないという、現在の管理者が不明な状態になっているような墓地も中にはございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

続きまして第11条のところですね、11条の「改装または移転を命ずることができる。」と

いうふうになっておりますが、その場合、そのときの費用ですかね、についてはどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

これは行政の例えば都合で、墓地の中に新たに無縁塚のようなものを建てたりとか、納骨堂を万が一建てるとかいうことがあった場合に移転を命じたりするようなことがあるかと思いますが、そのような場合につきましては行政の都合でございますので、移転費用等については何らか措置するようなことになるんじゃないかと考えております。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第30号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第31号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第32号についての質疑を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

議案第32号、町道の路線認定についてお尋ねいたします。

北九州市との接続道路整備完了に伴う町道の路線認定ですが、この道路開通に当たり、今後のスケジュールについてお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

この芦屋・青葉台線の新規道路につきましては、病院建設中の平成28年度より北九州市と道路接続について協議を重ねてまいりました。芦屋町側につきましては、令和3年3月に工事が完

了しております。一方、北九州市側については、現在工事中でございます。

今後は北九州市において工事完了後、道路用地の確定測量や分筆登記などの作業が終了次第、道路の供用開始日について事務協議を実施してまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

では、開通の時期はおおむねいつ頃を予定してらっしゃるのかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

今回は芦屋町側の道路認定を行うものであり、今後、道路区域の決定と供用開始の事務手続を行った後、道路利用が可能となります。このことで北九州市との事務協議に要する時間にもよりますが、おおむね9月から10月をめどとして考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

では最後ですが、住民への周知方法、あと時期などお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

道路の供用開始日については、北九州市と事務協議が整い次第、町のホームページ及び直近の広報でお知らせをする予定としております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打切ります。

次に日程第11、議案第33号についての質疑を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）についてお尋ねします。

では、予算書の9ページをお開きください。歳出、2款1項総務管理費、10目芦屋港活性化推進費、12節委託料、芦屋港周辺の観光動向調査分析業務委託400万についてお尋ねいたします。今回、調査分析業務委託費が計上されておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

お答えいたします。

2款1項10目の委託料、芦屋港周辺の観光動向調査分析業務委託につきましては、芦屋港活性化基本計画におきまして観光集客施設として計画をしております全天候型施設の活用、これにつきまして検討の結果、砂像の屋内展示を基本とするというふうになっております。一方で、あしや砂像展のようにイベントとして期間限定で実施する集客効果とですね、常設展示するという形におきましては、来られる方、来訪者の傾向や動向が異なってくる上、コロナ禍において観光動向も変化していることを考慮していく必要があると考えております。

このため芦屋港周辺エリアを中心に、町内における来訪者の観光動向やニーズの把握といった調査を行った上で詳細検討を行い、施設の考え方を改めてまとめるものでございます。なお、この調査方法につきましては、現時点でアンケート調査を計画しているということでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま、調査についてはアンケート等を実施されるというお話がありましたが、もう少し具体的に、分かる範囲で内容についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

アンケート調査の内容ということで、現在、予定している内容を御説明させていただきたいと思っております。まずアンケート調査の要旨を設計していきますが、調査方法につきましては、調査員により聞き取り調査を予定しております。調査期間につきましては、おおむね8月頃から11月頃としまして、この期間中の15日程度を考えております。この中での15日の内訳につきましては、平日、土日祝日、時間帯、こういったものが偏らないように設定していこうというふうに考えているところでございます。

また、対象につきましては芦屋港周辺や海岸線を中心に、芦屋釜の里など町内の主要なスポット、また屋外アクティビティの利用が高まっておりますので、こういったことで来訪された町外の方を主な対象としまして、年齢層や男女構成、グループで来たのか一人で来たのかといった、こういった構成がですね、均等となるように考慮していくように考えております。サンプル数につきましては1日当たり50～100を目安として、最終的に1,000以上の客体が取ればというふうに目標を設定しているところでございます。

ただし、現状ではこれは予定でございますので、詳細に設計をしていく過程においては変わっていくこともあるということをお理解いただければと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今から調査され、その後、分析等されると思います。その評価等ですね、今後のスケジュールはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

スケジュールということですが、これもまだ今後詳細に詰めていくことにはなりますが、予定ということでお答えさせていただきたいと思います。

アンケート調査につきましては先ほど申しましたような期間を考えておりますので、その後、分析結果をまとめまして、おおむね年明けの1月頃から年度末までに、外部有識者で構成するエリアマネジメント専門分科会などで検討する予定を立てているところでございます。ただ、調整していく過程におきましては変わることもありますので、あくまでも予定ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打切ります。

次に日程第12、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、承認第3号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、承認第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、承認第4号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、承認第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第15、承認第5号についての質疑を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

承認第5号、専決処分事項の承認について、専決処分事項となっています芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

この減免を受けることができる対象者の要件についてお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

それでは、まず減免を受けることができる対象者についてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症により主たる生計者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯は、国民健康保険税を全額免除いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、①世帯の主たる生計維持者の営業、農業、漁業などの事業に係る収入や不動産収入、山林収入、給与収入が前年の収入と比較して30%以上減少が見込まれる世帯で、②世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得が1,000万円以下、③前年の事業収入等以外の合計所得が400万円以下であれば、一定の条件に応じて国民健康保険税の10分の2から全額を免除いたします。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

この減免措置は昨年も行われているのですが、今の御説明によると令和2年度の収入が対象になります。そこでお尋ねです。

昨年度はこの制度の対象になった方でも、今回対象にならない方も出てくるという理解でよろしいでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

今回の減免措置につきましては、先ほど申し上げましたように令和2年中の収入や、令和3年中の収入見込み額で判断するようになります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

では、その令和3年度の税額はいつ頃分かるのでしょうか。

また、町民への周知についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

国民健康保険税の納税通知書の発送を7月の中旬に予定しておりますので、要件等を確認していただき、申請をしていただくことになります。

周知につきましては町のホームページには既に掲載を行い、周知いたしております。7月号の広報紙にも掲載を予定しております。また、7月中旬発送予定の国民健康保険税の通知書には、減免についてのお知らせを別途同封するようにしております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、承認第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第16、報告第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、報告第2号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打切ります。

次に日程第18、報告第3号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打切ります。

次に日程第19、報告第4号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打切ります。

次に日程第20、報告第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打切ります。

次に日程第21、発議第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、発議第3号についての質疑を打切ります。

次に日程第22、発議第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、発議第4号についての質疑を打切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第27号から日程第15、承認第5号及び日程第21、発議第3号から日程第22、発議第4号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前9時44分散会
